

公認心理師の 保険カウンセリング (心理支援加算)のご案内

1

令和8年度診療報酬改定で

公認心理師による専門カウンセリングが「**心理支援加算**」として
保険で受けられるようになりました

2

心理支援加算とは？

公認心理師（臨床心理士）による**カウンセリング**が**保険診療**で受けられます。
医師の診察とのセットで、公認心理師が心理面のサポートを行う制度です。

3

心理支援加算を受けられる対象

2026年6月から対象が拡大され、これまでの **PTSD** だけでなく、**神経症圏・神経症性障害・ストレス関連性障害・身体表現性障害**などが対象になりました。

4

料金・ご利用条件

■ 心理支援加算（保険適用）

30分 3割負担：約**840**円

1割負担：約**280**円

生活保護・非課税世帯：自己負担なし

※**診察を受け、通院・在宅精神療法を受けている方が対象です**

5

たとえば．．．

【診 察】

- ・ 調子の良さ
- ・ 気分、症状のこと
- ・ 薬の相談と調整
- ・ 睡眠、食欲
- ・ 生活リズム など

【心理支援加算】

- ・ 生活、家族、仕事、人間関係での悩み、心配
- ・ 不安や緊張、ストレスへの対処方法
- ・ 誰かに話をきいてほしい

6

ご希望の方は

診察時に医師にご相談ください

「受けたほうがいいのか？」

「自分にも合うのかな？」

そんな段階でも大丈夫です

あなたに合った支援を一緒に考えていきます

7